

## 加西市原油価格高騰対策支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、原油価格の高騰による影響を受け経営環境が悪化している中小企業者等に予算の範囲内において、支援を行うことについて、当該支援金の交付の申請、決定等の基本的事項を定めることにより、適正で効率的な支援金の交付事務を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「光熱費」とは、電気代、ガス代をいい、「燃料費」とは、ガソリン、軽油、重油又は灯油をいい、他者への販売を目的として購入したものを除いたものをいう。

2 この要綱において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）であって、市内に事業所を有するものをいう。

(2) 医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人をいう。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 常時使用する従業員の数が100人以下であること。

イ 市内に事業所を有すること。

(3) 企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合をいう。）、協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合をいう。）、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4に規定する農事組合法人をいう。）、集落営農組織（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第1項の規定に基づく認定を受けた集落営農組織をいう。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

イ 市内に事業所を有すること。

(4) 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいう。）又は学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条に規定する事業を行っていること。

イ 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

ウ 市内に事業所を有すること。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等とする。

- (1) 支援金の申請日において、市内で事業を行っており、かつ、引き続き市内で事業を継続する意思を有すること。
- (2) 基準日（令和5年4月1日をいう。）において、開業後1年を経過している者であること。
- (3) 給与等の主たる収入がある場合など、副業でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者でないこと。
- (5) 加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者でないこと。

(支援対象経費)

第4条 支援金の交付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、交付対象者がその業務を行う上で令和5年1月から同年6月まで（以下「対象期間」という。）の間に市内の事業所で使用した光熱費及び燃料費のうち任意の3か月の合計額とする。ただし、購入に係る消費税及び地方消費税は除くものとする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、支援対象経費の10分の2以内とし、1事業者につき30万円を上限とする。ただし、支援金の額に千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする。

2 この要綱による支援金の交付は、第4条に規定する対象期間において、一の中小企業者等（市内に支店又はフランチャイズ店（他の法人等が所有する特定の商標、商号その他の営業の象徴となる標識を使用し、その対価として当該法人等に対し金銭を支払うことにより事業を行う店舗をいう。）など複数ある場合は1事業者として取り扱うものとする。）につき1回限りとする。

(支援金の交付の申請及び支給方法)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 光熱費及び燃料費が確認できる書類
- (2) 直近の確定申告書類の写し
- (3) 市内における継続的な事業活動が証明できる書類（履歴事項全部証明書、開業届、事業所等の外観写真等）
- (4) 申請者名義の通帳の見開きのページなどの写し（法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は代表者名義）

(5) 本人確認ができるもの（個人事業主の方のみ）

(6) その他、市長が必要と認める書類

2 支援金の支給方法は、申請者が指定する金融機関への口座振込とする。

(支援金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、交付決定兼確定通知書により、不交付とすべきものと認めたときは、不交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(支援金の請求)

第8条 前条の規定による交付決定通知を受けた者は、市長に対し支援金の交付を請求するものとする。この場合において、第6条に規定する交付申請書兼請求書を請求書として取扱い、交付決定日をもって請求日とみなす。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、支援金の交付を受けた者が虚偽その他不正な手段により支援金の交付決定又は交付を受けたものと認めたときは、申請者に対し交付決定取消通知書により通知するものとする。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に交付されているときは、返還命令通知書により、期限を定めて支援金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前までの交付決定通知を受けた者に係る支援金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。